注１　一⑵イに規定する、確認の対象となる既設基幹放送局の補完設備を整備する計画である場合において、２以上の補完局所を整備するときは、１の補完局所ごとに枝番を付し１行ずつ記載すること。 ［注２・注３　略］ ［２　略］ ３　申請書別紙２　基幹放送局の整備の詳細 ［略］ ＜別紙２に関する注記＞ ［１～５　略］ ６　８の欄は、整備計画における措置の区分を一⑵のア又はイの区分に応じ、次により記載すること。 「予備」：一⑵アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合 「補完」：一⑵イに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合 ［７～９　略］ 10　本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、一⑵イに規定する補完設備を整備する場合において、２以上の補完局所を整備するときは、１の補完局所ごとに作成すること。	注１　一⑵ウに規定する、確認の対象となる既設基幹放送局の補完設備を整備する計画である場合において、２以上の補完局所を整備するときは、１の補完局所ごとに枝番を付し１行ずつ記載すること。 ［注２・注３　同左］ ［２　同左］ ３　申請書別紙２　基幹放送局の整備の詳細 ［同左］ ＜別紙２に関する注記＞ ［１～５　同左］ ６　８の欄は、整備計画における措置の区分を一⑵のアからウまでの区分に応じ、次により記載すること。 「予備」：一⑵アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合 「移転」：一⑵イに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ既存送信設備に代えて新たに設備を整備する場合 「補完」：一⑵ウに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合 ［７～９　同左］ 10　本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、一⑵ウに規定する補完設備を整備する場合において、２以上の補完局所を整備するときは、１の補完局所ごとに作成すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百四十七号

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第三条第五項の規定に基づき、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成二十八年総務省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
二　特定通信・放送開発事業の内容に関する事項 ［(1)～(3)　略］ (4)　地域特定電気通信設備供用事業 法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。 ［ア　略］ イ　「特定電気通信設備」 設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。	二　特定通信・放送開発事業の内容に関する事項 ［(1)～(3)　同上］ (4)　地域特定電気通信設備供用事業 法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。 ［ア　同上］ イ　「特定電気通信設備」 設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。